

宮崎県企業局庁舎で使用する電気に関する回答書

	質 問	回 答
Q1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	日本エネルギー総合システム（株） 毎月末日の 24 時です。
Q2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	仕様書に記載のとおりです。
Q3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	ありません。
Q4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。開札当日の日付は記入しないでください。
Q5	入札額の算定時の力率について、力率 100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書に記載のとおりです。
Q6	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札金額計算書（別紙様式 2）の算定については税込単価表を使用しています。入札書（別紙様式 1）の入札金額については、税抜金額となります。
Q7	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきまして下記は下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。</p> <p>A: 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>B: 電力量料金 = 使用電力量 × 単価 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>C: 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量 × 単価 (小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持)</p> <p>D: 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価 (小数点以下切捨て)</p> <p>※C・D については入札時に含む場合のみ</p> <p>E: 月額合計 = 各月 A~D 合算 (小数点以下</p>	<p>入札算定額の各計算過程における端数処理については別紙様式 2 に記載のとおり算定ください。</p> <p>C・D については、算定に含みません。</p>

	切捨て)	
Q8	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	別紙様式2に記載のとおりです。
Q9	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	ダウンロード先URL、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ID/パスワード等）を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応の可否を判断します。
Q10	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード可能）	問題ありません。
Q11	ダウンロード可能な請求書へは請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	Web 請求書は、利用開始手続の過程で真正性の確認がとれているため、正当な請求書（原本）として取り扱うことができます。
Q12	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q13	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q14	請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	了承します。
Q15	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	了承します。
Q16	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	②一括請求書となります。
Q17	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

Q18	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承くださいませでしょうか。	仕様書3その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。
Q19	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
Q20	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議を行います。
Q21	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
Q22	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	同意書での対応は可能ですが、請求に係る手数料は貴社で対応願います。
Q23	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	同意書提出により入札対象施設での対応及び手数料等の請求が発生しなければ可能です。
Q24	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	入札保証金については、入札説明書3入札参加資格を満たしていれば不要です。 また、契約保証金免除については、証明書が必要です。

Q25	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	入札保証金について、入札公告3競争入札に参加する者に必要な資格を有している場合は免除されます。 契約保証金について、入札説明書の8(2)のA、いずれかを確認する書類が必要になります。
Q26	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	入札保証金について、入札説明書の3の要件を満たしていれば不要です。 契約保証金について、入札説明書の11(4)のとおり
Q27	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。 ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。
Q28	施設において建築・増築にかかる移転はありますか。	予定はありません。
Q29	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。	工事の予定はありません。
Q30	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約後工事作業が発生した場合は予定日の2ヶ月前までに協議を行います。
Q31	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	当日に決定者のみ電話で連絡を行い、後日、ホームページに開札結果を公表します。また、結果内容の範囲については、落札者が決定した場合は予定価格、落札額、応札者及び応札額を公表します。 ※不落及び不調の場合は、予定価格は非公表となります。
Q32	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
Q33	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題	入札金額計算書(別紙様式2)の算定については、税込単価表を使用しています。 入札算定額の各計算過程における端数処理については別紙様式2に記載のとおり算定ください。

	ないでしょうか。	
Q34	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下 2 位まで表示してよろしいでしょうか。	入札算定額の各計算過程における端数処理については別紙様式 2 に記載のとおり算定ください。
Q35	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率 (小数点 3 位以下切り捨て)</p> <p>② 電力量料金 = 使用電力量 × 単価 (小数点 3 位以下切り捨て)</p> <p>③ 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量料金 × 単価 (小数点 3 位以下切り捨て)</p> <p>④ 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価 (円未満切り捨て)</p> <p>※③④は入札時の算定に含む場合</p> <p>⑤ 月合計 = 【①、②および③の料金の合計 (円未満切り捨て)】 + ④</p> <p>税込総額 → 税抜総額に割り戻す場合</p> <p>⑥ 入札金額 = ⑤ × 100/110 (円未満切上)</p>	<p>同上</p> <p>入札金額計算書には、③、④は含みません。</p>
Q36	入札金額の算定時に力率は 100% で計算してよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり
Q37	入札金額の算定時には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない認識で相違ありませんでしょうか。	仕様書に記載のとおり
Q38	入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札説明書の「4 入札手続」をご確認ください。
Q39	<p>弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。</p> <p>その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>	不要です。
Q40	<p>現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください)</p> <p>例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等</p>	<p>日本エネルギー総合システム (株)</p> <p>仕様書に記載のとおり</p>

Q41	<p>本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
Q42	<p>本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
Q43	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	<p>予定はありません。</p>
Q44	<p>請求書の表記について、 【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1</p>	<p>電気需給契約書(案)第8条のとおり「毎月末日の24時の検針記録値により使用電力量を算出」する。</p>

	<p>日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。</p> <p>また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日 1 日以外)の場合】</p> <p>弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。</p> <p>また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	<p>燃料費調整額の適用は問題ありません。</p>
Q45	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません)</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 3 その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。</p>
Q46	<p>燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書(案)第 3 条第 2 項にあるとおり、協議を行います。</p>
Q47	<p>弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8～10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>

Q48	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>【銀行振込の場合】 検針日から 30 日以内（検針日から 30 日以内が難しい場合は、請求書到着より 30 日以内）</p> <p>【口座振替の場合】 繰上検針で当月 27 日、分散検針で翌月 14 日（2~15 日）と翌月 27 日（16~31 日）にお振替</p>	<p>了承します。</p>
Q49	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)</p>	<p>ダウンロード先 URL、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問い合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ID/パスワード等）を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応の可否を判断します。</p>
Q50	<p>お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>銀行（口座）振込です。</p>
Q51	<p>【銀行振込を選択される場合はご回答ください】 分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	<p>不要です。</p>
Q52	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>協議は可能ですが、応じられない場合もあります。</p> <p>また、電気需給契約書（案）のみでの契約締結になります。</p>
Q53	<p>契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなければなりません。</p> <p>ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。</p>
Q54	<p>入札保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>入札保証金については、入札説明書 3 入札参加資格を満たしていれば不要です。</p>

	<p>また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時など)</p>	
Q55	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。</p> <p>また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。</p> <p>このため、落札決定の日から起算して7日以内に納付いただく必要があります。</p> <p>また、納付期日の延長はできません。</p> <p>返還については、契約期間満了後、請求書を受領した後に返還となります。</p>
Q56	<p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。</p>	<p>対応可能です。</p>
Q57	<p>一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>電気供給契約書(案)第12条記載のとおりです。</p>
Q58	<p>一般送配電事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。</p>	<p>電気需給契約書(案)第3条第2項にあるとおり、協議を行います。</p>
Q59	<p>1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。</p> <p>また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>

Q60	<p>※燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。</p> <p>・その場合、契約締結に至った際には契約書は弊社様式でのご対応は可能でしょうか。</p>	<p>入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があります。</p> <p>請求書においては、契約書(案)12条のとおりとなります。</p> <p>契約の内容については協議が可能です。</p>
Q61	<p>契約に至った場合は、現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇円)を固定するお願いではありません。</p> <p>※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。</p>	<p>承諾できません。</p>
Q62	<p>旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。</p>	<p>承諾できません。</p>
Q63	<p>計量日は毎月1日でしょうか。</p>	<p>毎月末日の24時です。</p>
Q64	<p>銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。</p> <p>予めご了承ください。</p>	<p>了承します。</p>
Q65	<p>SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。</p>	<p>日本エネルギー総合システム(株)です。</p>
Q66	<p>弊社では本社移転を予定しております。</p> <p>登記変更：9月1日付登記変更完了</p> <p>オフィス移転：11月1日</p> <p>入札参加資格登録変更申請：適宜対応中</p> <p>今後、参加資格登録変更が未完了の状態ではございますが参加申請・入札書作成等における記載住所は新住所での対応で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>新住所で問題ありません。</p>

	もしくは登録変更完了までは旧住所での対応でしょうか。	
Q67	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	協議は可能ですが、応じられない場合もあります。
Q68	契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。土日・祝日を含みます。 ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。
Q69	第7条（契約電力の変更） 下記文言を参照の上、2項として追記願えませんでしょうか。 2 前項において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。	対応できません。
Q70	第8条（使用電力量の計量及び通知）第9条（電気料金の請求及び支払） 記載では「通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を日途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒通知⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q71	第〇条（・・力率割引に関する記載条項・・） 力率引きについての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いします。	第12条で定めているため不可とします。 （再生可能エネルギー発電促進賦課金、力率割引又は割増及び燃料費等調整額）

	<p>いできますでしょうか。</p> <p>力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。</p> <p>平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。</p>	<p>第12条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに基本料金の力率割引又は割増及び電力量料金の燃料費等調整額は、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。</p>
Q72	<p>落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
Q73	<p>仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>協議は可能ですが、応じられない場合もあります。</p>
Q74	<p>郵送時の送付方法について、入札説明書4(5)に記載のとおり作成いたしますが、入札書の中封筒に入れ密封する際、封印について指定はございますか。</p>	<p>ありません。</p>
Q75	<p>入札金額計算書【記載に関する注意事項】※2…(3)、(6)については円未満の調整をせず、$(3) = (1) \times (2) \times 0.85$、$(6) = (4) \times (5)$の数値をそのまま表記する。と記載されていますが、弊社は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位を保持するものとしております。</p> <p>入札金額の積算については、指定の入札金額計算書のとおり積算いたしますが、仮に弊社が落札した場合には、上記端数処理にて料金を算定いたします。ご了承くださいませか。</p>	<p>了承します。</p>
Q76	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表</p>	<p>不可となります。</p>

	に基づき、契約金額を変更することができる。	
Q77	燃料費調整額について、「九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりとなります。 ただし、燃料費調整を行わず、燃料費調整額を請求しない場合は、契約可能ですが、入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があります。入札で決定した電気使用量料金単価に燃料費調整額相当分を含めて請求することはできません。
Q78	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含まない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	対応できません。
Q79	入札説明書3の入札参加資格の要件を全て満たしていれば、入札参加資格確認のための事前提出書類は不要という認識でよろしいですか。	ご認識のとおりとなります。
Q80	本年度、別の入札案件において、契約保証金の免除申請のために履行証明書を提出している場合、本入札について、あらためての提出が必要となりますか。	必要となります。
Q81	入札書提出前に、資格確認などについて提出が必要な書類はないという認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。

Q82	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。	了承します。
Q83	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいませでしょうか。	了承します。
Q84	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承くださいませでしょうか。	送電開始日は計量日と同日になります。契約後の計量日は、毎月末日の24時です。
Q85	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承くださいませでしょうか。	計量日は、毎月末日の24時です。
Q86	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	ご認識のとおりです。 (1施設)
Q87	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。	電気受給契約書(案)9条2記載のとおりです。

Q88	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	仕様書2記載のとおりです。
Q89	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議は可能ですが、応じられない場合もあります。 また、契約書（案）のみでの契約締結となります。
Q90	入札書について、Word データでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	本回答書にあわせてHP上に掲載します。
Q91	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	不可とします。
Q92	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	仕様書3その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。

Q93	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	仕様書3その他記載のとおりです。
Q94	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	仕様書3その他記載のとおりです。
Q95	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に落札者のみ電話で連絡を行い、後日ホームページに開札結果を公表します。
Q96	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
Q97	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3その他記載のとおりです。

Q98	<p>入札保証金について、免除という認識で間違いはないでしょうか。免除申請のために提出が必要な書類等ございましたら提出方法等含めご教示ください。</p>	<p>入札保証金について、入札公告3競争入札に参加する者に必要な資格を有している場合は免除されます。</p>
Q99	<p>契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。</p>
Q100	<p>契約書案第8条2にあります「前項の計量日時（検針日）は施設ごとに甲乙協議の上、決定できるものとする。」について、検針日は基本的に現在の検針日を継続する対応となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
Q101	<p>契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>工事の予定はありません。</p>
Q102	<p>複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>